

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成25年3月8日

2. 招集場所 甲斐市役所本館4階委員会室A

出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	小澤重則君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	池神哲子君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（12名）

河野勝彦君	八代静枝君
藤田悟君	清水正二君
斉藤芳夫君	米山昇君
有泉庸一郎君	猪俣尚彦君
内藤久歳君	藤原正夫君
名取國士君	小浦宗光君

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	長田修君	福祉健康部長	輿石辰也君
生活環境部長	笹本嘉朝君	保険課長	安藤佳俊君
福祉課長	長田徳一君	子育て支援課長	服部秀穂君
長寿推進課長	坂本太久己君	健康増進課長	小宮山謙二君
環境課長	長田治君	国民健康保険係長	三井美樹君
高齢者医療・年金係長	五味万里君	障がい福祉係長	斉藤一己君

児童係長	小宮山 正美 君	保育係長	長 田 裕 二 君
介護保険係長	保 坂 江 里 君	健康企画係長	小 池 清 美 君
保健指導係長	長 坂 千恵子 君	環境保全係長	中 込 広 人 君
生活環境係長	鷹 野 久 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	金 丸 博	書	記	小 澤 明	
書	記	興 石 文 明	書	記	松 井 恵 美

開会 午後 1時28分

○書記（輿石文明君） 改めましてこんにちは。連日のご参集お疲れさまです。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、三浦委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） こんにちは。

大変ご苦労さまでございます。3月議会も今日5日目でございます。厚生環境常任委員会、午後からでございますけれども、大変案件もございます。皆様方の慎重審議、大変ながら委員会がスムーズにできますことを心よりお願い申し上げ、委員長の挨拶といたします。それでは、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（三浦進吾君） 本日は、今定例会の初日に付託されました議案審査を行います。

審査については、一問一答簡潔に質問され、市当局答弁もわかりやすく説明していただきたいと思います。

また、質疑は委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

なお、傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。創政甲斐クラブ2名、颯新クラブ2名、市民倶楽部1名、公明党1名、日本共産党甲斐市議団1名、所属なし1名。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した審査日程案により審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、そのようにいたします。

初めに、条例審査を行います。

議案第18号 甲斐市・中央市・昭和町自立支援給付認定審査会の委員の定数を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） ご苦労さまです。

それでは、議案集の61ページをお願いいたします。

議案第18号 甲斐市・中央市・昭和町自立支援給付認定審査会の委員の定数を定める条例の一部改正の件。

甲斐市・中央市・昭和町自立支援給付認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市・中央市・昭和町自立支援給付認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

甲斐市・中央市・昭和町自立支援給付認定審査会の委員の定数を定める条例（平成18年甲斐市条例第29号）の一部を次のように改正をする。

第1条中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。

提案理由であります。地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保障福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があります。これがこの条例案を提案する理由でございます。

なお、説明につきましては、資料集の14ページをお願いします。

甲斐市・中央市・昭和町自立支援給付認定審査会の委員の定数を定める条例新旧対照表に基づき、ご説明をいたします。

まず、旧であります。審査会委員の定数、第1条、障害者自立支援法（平成17年法律第123号第15号）の規定により設置する甲斐市・中央市・昭和町自立支援給付認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は10人とする。この1条中、障害者自立支援法を新たに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） まず、忘れて申しわけないですけども、甲斐市・中央市・昭和町のこの自立支援給付認定審査会の審査委員は10名であります。この配分、この3市町ですか、どんなふうな配分になっているのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） この審査会の委員さんにつきましては、甲斐市・中央市・昭和町の職員ということではなくて、専門分野のそれぞれの方々を任命しております。

まず、内容でございますが、精神科医が2名、社会福祉主事が4名、相談支援専門員が1名、圏域マネージャーが1名、社会福祉士が1名、臨床発達心理士が1名という形の中で、10名を構成し、なお、これは5名ずつが1号議体、2号議体という形で、2号議体方式で審査を行っている状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この審査会は年間どんなふうな形で開かれているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） この合議体に基づきまして、毎月1回開催をしております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 障害児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、この法律の中身についてお聞きしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） これまで実施しております障害者自立支援法につきましては、身体障害者、それから精神障害者、知的障害者という3区分に設けられておまして、この4月から施行されます新法につきましては、制度の谷間を埋めましょうということで、新たに難病患者、それから高次機能障害、それから関節リウマチの方たちも障害者ということで取り扱って、従前のサービスを受けられるようになるという内容になっております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 旧の要するに自立支援法の中では、サービス料金、サービス料が原則1割負担いわゆる応益負担になっているということでありますが、今回のこの法律は、自立支援法、前の自立支援法のほうが応益負担でしたけれども、今度は応能負担に変わったというふうなことはないですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤係長。

○障がい福祉係長（齊藤一己君） サービス負担につきましては、従前の障害者自立支援法と同様になっております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると障害者の負担は変わらないということになるわけですね。これは前のちょっと聞いた話ですけれども、民主党の政府がこの同法の法案の廃止を約束して裁判沙汰になって、そういう方向になったということを知っております。ところが、その総合福祉部会を障害者と政府が一緒になってつくったその総合福祉部会が出した今回の法律、この中には障害者の権利の主体が明記されていない、また、支援の無料化……。

〔「ちょっと聞こえないから」と呼ぶ者あり〕

○委員（樋泉明広君） 新法に盛り込まれていないということで、障害者の中から大分意向が外れているのではないかと、先ほども言いましたように応益負担であると、障害者の負担が大分大きくなるということで、それもそのままということでありまして、ただ単に名称が変わっただけというふうに言ってもいいのではないかなど、こんなふうに解釈してよろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

齊藤係長。

○障がい福祉係長（齊藤一己君） 障害者の利用負担につきましては、従前は国と自治体のほうで全面的に負担するというところがありまして、それですとサービスの格差といいますか、お金を持っている自治体については優遇なサービスが受けられる、ない自治体についてはサービスは余り提供できないということになるということで、全国の自治体一律に同じサービスを同じような機会を提供しましょうというのが自律支援法の改正の内容でした。基本的には1割負担、また、その1割負担の中もそれぞれの所得に応じまして、上限を設けておりますので、利用された方については、所得に応じた内容での負担をしていただくという内容になっております。

今回の新しい新法につきましては、お金の部分は従前の法律と変わりませんが、今まで3障害に限られていたものが幅広くサービスを受けられるようにしようということで、障害者の拡充が図られたというふうにご理解していただきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 1条中、障害者自立支援法を障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するための法律に改めるというふうに文章として変わりましたよね。そうすると今まで、日常生活や社会生活を総合的に支援するという点が欠けていたということで、こういう言葉になったということですか。

その自立支援法との違いをもうちょっと、今のところはよくわからないんですけども、ここに日常生活や社会生活を総合的に支援するというこの文面は入ったというところに改めるのは、もう少し詳しくどんなふうに変ったのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） その部分は欠けていたかどうかというのは、ちょっと私どもにはあれなんですけれども、今回の新法の基本理念というのがちょっと読まさせていただきますと、法に基づく日常生活、社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念としているということになっておりますので、従前よりもそれぞれの障害者の方を総合的に支援できるというふうに、拡充されたというふうに思っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） すみません、私のちょっと認識不足かもしれませんが、たしかちょっと前の委員会で障害者という表示を漢字の「害」でなくて平仮名の「がい」というい

ふうなものを使用するというふうなことがあったと思うんですけども、この条例の中にはそういうものは適用されていないのでしょうか、お聞きします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 障害の害の字をひらがな表記にするというのは、甲斐市独自の考え方です、国・県等よりも先駆けて害という字を平仮名にしているというふうになっております。ここで条例のほうで、記載させていただいておりますのは、基本的に法令とかということで、固有名詞が固定されているものについては、害の字ということで用いております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

○議員（清水正二君） すみません、ちょっと理解ができないんですけども、その甲斐市で使用するというので、これ甲斐市の条例ですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

斉藤係長。

○障がい福祉係長（斉藤一己君） 甲斐市の条例なんですが、法律の名前自体はもう国で決まっている名称ですので、そこについては変えようがないということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、質疑を終了いたします。

これより議案第18号 甲斐市・中央市・昭和町自立支援給付認定審査会の委員の定数を定める条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 22番、日本共産党甲斐市議団の樋泉であります。

議案第18号 甲斐市・中央市・昭和町自立支援給付認定審査会の委員の定数を定める条例の一部改正の件の反対討論を行います。

本条例改正は、地域社会における共生の自生を向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法令の整備に関する法律が名称を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

る法律、いわゆる障害者総合支援法と改め、障害者の範囲に難病患者を加え、身体障害者に限られた重度訪問介護の対象を重度の知的障害者、精神障害者にも拡大をしております。また、障害程度の区分を障害支援区分に改めることが盛られました。そのほかに、2010年12月成立の改定障害者自立支援法の枠内におさまっているというのが実情であります。サービス利用料を原則1割負担、応益負担とした旧自立支援法をめぐり違憲訴訟が起き、当時の民主党政府は同法案廃止を約束して、原告団と和解をいたしました。その後、旧法律にかかわる法律を目指して障害者も参加した政府の総合福祉部会が発足をいたしました。同部会が提言した障害者を権利の主体として明記すること、また、支援の無料化などがことごとくこの新法には盛り込まれなかったという経緯があります。こうした経過と障害者の意向が盛り込まれない法律を単に名称の差しかえということでは、この条例を認めるわけにはいきません。

この法律を認めるようなこの本条例改定には、反対をいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 反対討論が終わりました。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本案は起立により採決をいたします。

本案に賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがいまして、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で、議案第18号を終わります。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

引き続き、議案第19号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） ご苦労さまでございます。

それでは、条例の改正の件のご説明を申し上げます。

議案書の63ページをお願いいたします。

議案第19号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件。

甲斐市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市立保育所条例の一部を改正する条例。

甲斐市立保育所条例（平成16年甲斐市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中、甲斐市立竜王北保育園、甲斐市竜王新町653番地並びに甲斐市立竜王東保育園、甲斐市富竹新田1028番地の2を下の表のように改めます。

最初に、甲斐市立竜王北保育園、甲斐市竜王新町640番地1、それから、甲斐市立竜王東保育園、甲斐市富竹新田973番地1に改める。

提案理由でございますけれども、竜王東保育園の園舎の新築及び竜王北保育園の地番変更に伴いまして、位置の改正を行う必要がございます。これがこの条例案を提出する理由でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、質疑を終了いたします。

これより議案第19号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

す。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第19号、採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件は原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で、議案第19号を終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

引き続き議案第13号 甲斐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 大変ご苦労さまです。

議案第13号 甲斐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の件について、説明させていただきます。

議案につきましては、議案集の51ページからお願いをいたします。51ページ、52ページであります。

最初に、52ページの提案理由につきまして、説明させていただきます。

前回の委員会で概要等を説明したとおりですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づきまして、市の新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定める必要があることから、条例を制定するものであります。

施行日につきましては、その上になりますが、国が平成24年、去年の5月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法を公布いたしまして、1年以内ことしの5月10日までに施行することになっていますが、今3月議会の審議によりまして、条例が公布する日より早くなることも遅くなることも予想されますので、どちらか遅い日での対応となります。

それでは、51ページに戻っていただきまして、第1条から説明をいたします。

第1条につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において、対策本部は市町村の条例で定めることになっておりまして、その必要事項を定める条例の趣旨であります。

第2条は、対策本部の組織であります。本部長、副本部長、本部員等1項から5項まで掲げてあります。

第3条につきましては、対策本部における情報交換及び連絡調整が円滑に行えるよう会議について規定をしております。

第4条は、部の設置になりますが、感染の拡大も予想される場合がありますので、危機管理体制の充実も含めまして、部の設置について規定しております。

第5条は、その他必要な事項は、本部長が定める規定であります。

以上で、条例の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 具体的にこれは対策本部の事務の統括ということなんですけれども、具体的に言いますと本部長というのは誰になるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 新年度になったら具体的に検討していくんですが、今のところ予定としましては、市長ということになっております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第13号 甲斐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 甲斐市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定の件は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

以上で、議案第13号を終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時59分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

引き続き議案第12号 甲斐市環境保全基金条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 議案第12号 甲斐市環境保全基金条例の制定の件につきまして、説明をさせていただきます。

議案は49ページからですが、最初に50ページをお開きください。

提案理由でございます。

本議案は、本市におけます循環型社会の構築を推進し、環境の保全及び良好な環境の創造を図るための財源として、甲斐市環境保全基金を設置する必要がありますので、そのための条例制定をお願いするものであります。

施行日は、25年4月1日を予定しております。

ページ戻っていただきまして、49ページをお願いいたします。

条例の組み立てにつきましては、他の基金条例とおおむね同様な内容でございます。

見出しを述べさせていただきますが、1条が設置、2条が積み立て、以下管理運用益金の処理、繰替運用処分、委任規定としましてその他でございます。

1条の設置につきましては、市民、事業者等に対する環境意識の高揚、環境保全活動の促進及び廃棄物の発生抑制、再生その他の循環型社会の構築を推進し、環境の保全及び良好な環境の創造を図るため、甲斐市環境保全基金を設置するとしまして、2条で積み立てを規定し、基金として積み立てる額は予算で定めるものとしております。25年度の対応であります。当初予算に1,000万円の積み立てを計上しております。後ほどご確認をお願いしたいと思いますが、予算説明書の154、155ページ、予算参考資料ナンバー4の8ページにこの内容を提示させていただいております。

3条の管理以下の規定につきましては、確実かつ有利な保管を規定し、第6条で設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り処分することができることを定めます。

基金条例の設置の背景としまして、今年度から新たに市の指定ごみ袋の収入が発生したことを機会としまして、また、8月の厚生環境常任委員会でもご説明させていただきましたが、菖蒲沢地区の県産業試験場跡地におけます山梨県民間メガソーラー発電所誘致事業における固定資産税、所在市町村交付金が平成26年度から20年間にわたりまして、総額で3億5,000万円ほどの収入が見込まれます。この財源を予算で定める範囲で基金として積み立て、活用していきたいということでございます。

菖蒲沢の事業の固定資産税、所在市町村交付金が実際に収入されるのは、26年度からであ

ります。26年度からであります。25年度から事業着手する予定でありますバイオマスを活用した給食残菜の堆肥化、また、竜王リサイクルステーションの設置などの事業を発展的に展開するためには、早めの財源確保が必要と考えまして、また、そのために本年度から積み立てることが有効と考えまして、25年度の基金設置をお願いするものでございます。

以上、議案第12号 甲斐市環境保全基金条例の制定の件の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 今、この基金の原資をメガソーラーの固定資産税相当額とか、所在市町村交付金を充てていくというご説明がありましたが、固定資産税は名前が違いますけれども、交付金という形で来ますが、この所在市町村交付金というのは、例えば発電をした電力を売電するわけですが、その例えば1割とか何とかというような形で交付されるのかどうか、どういう形で交付されるのか内容を教えていただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 所在市町村交付金につきましては、公共施設の固定資産税という意味合いでの交付金でございます。そのようにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） そうすると、あそこから設置をして上がる売電した収入は、全て設置者が全部入ってしまって、その分の所在市町村へは全然入らないということでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 事業で発生しました電力につきましては、売電をするという事業

でございます。それは事業者の収益というような内容になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

名取議員。

○議員（名取國土君） ちょっとお聞きしたいんですけども、基金の積み立てということで、予算でも今年度1,000万円やったという、これは将来的にはどのくらいの予算を盛るようになっていきますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 今のところ事務方での打ち合わせは、当面1,000万円ずつを積み立てていこうと思っております。環境課の思惑では、1億程度は確保したいというように思っておりますが、そのように考えております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第12号 甲斐市環境保全基金条例の制定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は議案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 甲斐市環境保全基金条例の制定の件は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で、議案第12号を終わります。

引き続き議案第14号 甲斐市手数料条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） それでは、議案第14号 甲斐市手数料条例の一部改正の件につきまして、ご説明させていただきます。

議案は53ページをお開きください。

議会資料のほうは7ページに新旧対照表がありますので、ごらんいただきたいと思います。

提案理由でございますが、障害者の福祉向上に資するため、盲導犬等の身体障害者補助犬につきまして、狂犬病予防注射にかかる手数料を免除するための改正をお願いするものであります。

施行日は、25年4月1日を予定してございます。

この改正にかかる手数料は、狂犬病予防注射済票の交付、1犬550円、飼い犬の登録時に配布しております鑑札につきましての再交付1犬1,600円、予防注射済票の再交付1犬340円です。実際に狂犬病予防注射を行う際、いただく料金は、獣医師会に納める注射料金の2,850円、それと注射済票の手数料550円の合計3,400円であります。

注射料金2,850円につきましては、2月の厚生環境常任委員会で補助要綱の制定につきまして、説明させていただきました。その際にもご説明いたしましたが、身体障害者補助犬とは、法律で規定されておりました、盲導犬、介助犬、聴導犬をいひまして、本市には現在、盲導犬1頭ということで把握しております。

甲斐市視聴覚障害者協会からの要望書がきっかけとなったこともその際申し上げております。

また、さきの常任委員会で2頭いるのではないかとのご質問をいただきましたが、福祉課に確認しましたところ、把握しているのは1頭ということでありまして、なお、今後も遺漏のないように努めてまいります。

また、身体障害者補助犬認定証のご質問もありました。認定証の交付は公益財団法人日本盲導犬協会などが行っております。

以上、議案第14号 甲斐市手数料条例の一部改正の件の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 補助犬というのは、大体盲導犬というのが古くからずっと知られているんですが、先ほど説明があったからいいかと思うんですが、介助犬と聴導犬というのも補助犬なんですよ。明確にきちっと3種類をちゃんときちんと規定したほうがいいのかとも思うんですが、その辺はどういうふうに、説明にはちゃんとなっているのでいいかと思えますけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） お答えいたします。

改正文の身体障害者補助犬法のほうで、介助犬、聴導犬、盲導犬について規定されておりますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 25年からこの枠をつくるかと思うんですが、先ほど1頭というふうな話がありましたけれども、介助犬とか聴導犬もいるようなので、その辺のところの考え方はどんなふうに予定しようとしていますか。枠ということに関しては。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 先ほども申し上げましたとおり、遺漏のないようにいろいろ情報収集を行いまして、実施してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、質疑を終了いたします。

これより議案第14号 甲斐市手数料条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。
まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 甲斐市手数料条例の一部改正の件は原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で議案第14号を終わります。

引き続き議案第20号 甲斐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 続きまして、議案第20号 甲斐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案は、提案理由の説明上、最初に66ページをお開きください。

議会資料は16ページに条例の新旧対照表、17ページから22ページまで規則案と規則改正の新旧対照表があります。議案は66ページ、議会資料は16ページになります。

最初に説明の都合上、議案は提案理由から説明させていただきますので、66ページをお開きください。

提案理由はごみ収集場所に排出された金属類等の再生可能資源物の持ち去り行為を禁止する必要がありますので、条例の一部改正を行うものであります。

恐縮です。65ページにお戻りいただきたいと思います。

ページの下にありますとおり、お認めいただければ3月末に施行し、市民への周知期間を3カ月とりまして、25年7月1日施行とするものでございます。

12月の厚生環境常任委員会で概要を申し上げさせていただいておりますが、この条例改正

を必要とする状況を改めて申し上げますと、昨年4月1日に甲府市が同様の規定を施行しております。周辺地域に違反者が移動してくる心配があること、市内には既に持ち去り情報も把握しておりまして、現状対応策がないということでもありますので、市民協働のリサイクルシステムを確保する面からも有効であると考えております。

条例の改正内容は、条文の追加でありまして、議案書のとおり8条の次に2条を追加し、8条の2として、市民の方は指定のごみ袋を使用するとして所定の収集場所に排出しなければならないこと、8条の3としまして、関係者以外の者は指定排出物を収集運搬してはならないこと、違反行為者に対しまして、収集運搬をしてはならないことを命ずることができる旨、規定いたします。また、30条、31条に罰則規定を追加し、違反した者は20万円の罰金に処することといたします。

資料をちょっとごらんいただきたいんですが、17ページは規則の一部改正における追加規定であります。特に罰金を科する関係上、対象品目を特定する必要から、別表を掲げて品目を特定し、紙類、瓶類、金属類の区分で有価物対象品目を特定させていただいております。

18ページとなりますが、禁止命令書の様式でございます。

以上が一部改正の内容であります。罰金を科するという点で、事務上、甲府地方検察庁、韮崎警察署生活安全課と協議を行う必要がありました。双方とも協議済みとなっておりますので、あわせてご報告させていただきます。

以上、議案第20号 甲斐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 実際には結局この出された理由がアルミや鉄の資源ごみが持ち去られてきているのでということが大きな原因だったかというふうに伺っていますけれども、それでよろしいのかという点と、具体的にはどのぐらいあったのか、そういう例があったら知りたいと思っているんですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 現在、環境課で把握しております情報は、竜王地区におきまして、

粗大不燃物収集時にそのような持ち去り行為があるという環境委員さん等からの通報がございます。あと、敷島地区も収集業者の方からやはり収集場所からの持ち去りが確認されているということでもあります。また、敷島のリサイクルステーションにおきまして、折り畳み式ネット等のアルミ缶等の持ち去りを把握しております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 今回の条例は、罰金刑みたいな形にしたというのはちょっと穏やかではないと思うわけですが、その辺のトラブルの点で何か起きなければいいなと思うんですけども、疑ったり、疑われたりとか、そういうちょっとしたささいなことで、市民感情が余り思わしくなくなると思うんですけども、そういうことが多ければ仕方がないのかというふうなことも考えてはいるんですけども、その辺のところではどんなふうにかがありましたか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 罰金につきましては、やはりそのような持ち去り行為を抑止するという抑止力に期待といたしますか、重きを置きまして、罰金の規定を入れさせていただきました。

また、この種の持ち去り禁止条例を制定している各自治体はだんだん多くなってきておりますが、甲府市を初め全国の事例でも罰金を制定するというような傾向がございます。罰金の適用に当たっては、警察のほうに摘発というようなことで、いろいろな情報、証拠を集めて提出しなければなりませんので、そこら辺は慎重に対応したいと思います。

なお、条例規則に基づきまして、また運用マニュアルをつくり、警告書等の発行を考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 知識がなくて申しわけないですけども、ワードプロセッサというのはパソコンの類に入るんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） ワープロとパソコンは種別としては区分としては違うと思いますが、有価物としては金属を含むものということで対象になっています。

○委員長（三浦進吾君） 長田課長。

○環境課長（長田 治君） ワープロはワードプロセッサというように認識しております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員、ちょっと今マイク入っていないからもう1回。

○委員（樋泉明広君） ワープロはワードプロセッサに入っていて、パソコンは金属を含むものの中に入ることですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 品目を掲げました趣旨は、違反を摘発するのに特定する必要がございます。それで、ワープロかパソコンかというような論議もそこで起きますから、ワープロはワードプロセッサという項目を掲げ、またパソコンにつきましては、リサイクル品で特定の収集形態がもう定まっておりますので、ここには掲げておりません。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員の質疑を受けます。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この収集運搬禁止等命令書という書式を今度つくるとのことですね。

この宛先何とか様となっているのは、誰のところに出すんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 違反者の把握をしたその該当者に出させていただきますが、こちらのところにつきましては、例規の様式に沿ってこのようにさせていただきました。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そうするとこの違反行為を摘発した後に出すということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 収集運搬してはならないことを命令します方に出させていただきます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

名取議員。

○議員（名取國土君） この罰金20万円以下とあるんですけれども、この基準というのはどこか授けたんですか。近隣のところを調査してやったとか、そういうもので出したんですか。ちょっと罰金的には重いと思うんですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 今、環境課のほうで、この条例関係の自治体を20ほど把握しております。県のほうから資料提示もあったわけですが、おおむね罰金の額は20万円ということと定めております。

その根拠なんですけれども、違反者が例えば軽トラで違反するケースが現実的に見受けられる。その人たちが大体違反をすとなると、20万円程度の稼ぎになるというようなそのような根拠も参考にしながら規定をいたしております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどこの条例を運用して運用マニュアルをつくるという話がありましたけれども、確かにこの問題は例えば現行犯で捕まえて、それを誰がどういう形で通報してその人を特定してこの命令書を出すかという、そこが非常に難しい部分かと思うんです。それは今後の運用マニュアルの中で細かくやっていくとは思いますが、その辺についてどんな構想というか、考え方を持っていますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 今のところ考えておりますのは、警告書を先ほど言いましたとおり、その違反者と面談した際、警告書を発行します。その後、また繰り返された場合、禁止命令書を発行し、まだ繰り返すようなときは、警察に証拠等を提示しながら摘発してもらうというような段取りを考えております。マニュアルの内容の中で、そのようなことを整備し

ていきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 違反者を特定して例えば環境課へ来てくださいというようなことを言うわけですね。そのことを誰がどういう形でどういうふうにするのかという、その辺の、例えば市民が見たからそういう形で市へ環境課へ連絡くださいとか、そういう周知徹底をして市民にやってやるのか、あるいは今、自治会単位で資源ごみの収集やっているので、そういうところで自治会長にやる、それは今後非常に細かいところになると思うんですけども、その辺のところ非常に難しいかと思うので、そこら辺のところは十分いろいろなほうから検討していただいて、このことがこの条例でそういった被害も歯どめがかかるような方法で検討してもらえればというふうに思います。

これは要望でいいです。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第20号 甲斐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 甲斐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で、議案第20号を終わります。

引き続き議案第22号 双葉町地下水資源の保護及び採取適正化に関する条例の廃止の件を

議題といたします。

当局の説明を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） それでは、続きまして、議案第22号 双葉町地下水資源の保護及び採取適正化に関する条例の廃止の件について説明させていただきます。

議案は69ページをお開きください。

議会資料は26、27ページに廃止する予定の双葉町地下水資源の保護及び採取適正化に関する条例がありますので、ごらんいただきたいと思います。

提案理由は、山梨県地下水及び水資源の保全に関する条例が昨年12月県議会で議決となり、同月公布、一部施行されておりますが、本件にかかわります施行は、今度の4月1日となっております。この県条例の適用によりまして、旧双葉町地域における地下水の保護が図られますので、旧双葉町の条例を廃止したいとするものでございます。

双葉町の条例に入る前に、概況について触れさせていただきたいと思います。

竜王・敷島地区においては、現在、県が条例化する前の要綱であります山梨県地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱を適用しております。この要綱は10立方メートルから1,000立方メートル未満の地下水を採取する場合は市の指導に従う、1日1,000立方メートル以上の地下水を採取する場合は、県の指導に従うというもので、竜王・敷島地区では現在この県の要綱に沿って指導をしております。

一方、旧双葉町では、水道区域外の宅地開発やモーター等の建設を抑制するため、比較的厳しい内容を持った条例を昭和49年に制定しました。甲斐市の合併当時、合併協議の中で、旧双葉町の状況を尊重しまして、暫定条例として残して現在まで双葉地区に限って適用しております。

双葉町の条例のポイントを説明させていただきます。

資料26ページをごらんください。

2条ですが、この条例における井戸の定義は、深度10メートル以上、揚水関係70ミリメートル以上のものとしております。

3条で、井戸を掘削、変更しようとする者は、工事の60日前までに地下水の用途、採取量等の関係書類を提出し、届け出許可を受けなければならないとしております。

7条で立入調査、9条で罰則等を規定しております。

以上が旧双葉の条例内容であります。

県の条例制定は、最近全国的に課題としても取り上げられております外国資本による森林地域の買い占め問題にも対応し、水資源確保の立場も含めて条例を新たに設置したもので、資料の28ページをごらんいただきたいと思います。

28ページは、双葉町暫定条例と山梨県条例との内容の比較表でありまして、中列が双葉町の関係、右の列が県の条例です。

2行目の届け出の対象者の行をごらんいただきたいと思いますが、双葉町の深さ10メートル、揚水管の直径70ミリ——これ7センチということですが——に対しまして、県は揚水機の吐出口——吐き出しの口ですね——水の出口ということになります。吐出口の断面積6平方センチメートルを超える揚水設備を設置する者が対象ということで、6平方センチは直径に直しますと、1.38センチメートルほどになります。揚水管と吐出口との基準は違いますが、一般論とすれば県のほうが届け出対象が広いといえます。

また、4行目の実施の制限については、双葉町が工事施工60日前、県が30日を経過しなければ設備の設置ができない規定であります。例えば下から2行目の定期報告について双葉町は規定はありませんが、県は毎年1回報告を規定しております。

また、双葉町につきましては、規定がない項目として届出事項の変更勧告とか地位継承、廃止の届け出等において規定がなしというようなことでありまして、暫定条例よりも県のほうが地下水資源の把握に資する内容になっていると考えます。

以上、総合的に判断しまして、県の条例は双葉町の暫定条例を包含しているものと判断いたしますので、双葉町の暫定条例を廃止し、県条例を適用することとしたいと考えます。

この条例を廃止することによりまして、甲斐市全域につきましては、県条例の中で対応が図られるということとなります。

議案の69ページにお戻りいただきまして、附則としまして、廃止の施行日は25年4月1日であります。暫定条例の第3条に工事施工の60日前までの規定がありますので、念のため経過措置も付しております。

以上、議案第22号 双葉町地下水資源の保護及び採取適正化に関する条例の廃止の件の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） すみません、ちょっと教えてください。県条例のほうなんですけれども、旧双葉のほうですと、届け出の対象者というところなんですけれども、双葉のときには揚水関係が70ミリメートル、断面積38センチ以上のものという規定があつて、県条例のほうでは、揚水機の吐出口の断面積が6センチとあるんですけれども、揚水機というのはいわゆるポンプというふうな解釈ができるんですけれども、そうすると揚水管、井戸の直径に関してはないんですけれども、そこら辺のところはどういうふうなあれになっているのかちょっと教えてもらえますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） まず、県のほうは先ほど申し上げましたとおり、当然ポンプの出口のほうの吐出口の直径が1.38、直径に換算しますと1.38になります。双葉のほうの対象者は10メートルのポンプの水側のほうの揚水管、それが7センチというような内容ですから、考え方によって一般論とすれば当然県のほうが水の揚水量は少ないというふうに考えるということで、県のほうが厳しい内容になっているのではないかというふうな判断をしております。

○委員長（三浦進吾君） 清水議員。

○議員（清水正二君） ちょっと理解できないのでもう1回聞くんですけれども、要するに井戸というのは、井戸の揚水管というのは、井戸を掘るときに管というのが例えばそれが70ミリを超えるとかいうものであつて、揚水機というのはポンプなので、この中で規定がないということは、井戸を掘るのに例えば100ミリでも150ミリでも井戸を掘る分には、ポンプを小さくすれば掘れるというふうな解釈にもなるので、そこら辺のところちょっと聞きたいんですけれども。それをやっしまえば、井戸を掘っしまえば、あとはわからなくなるということもあるんですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 事例的なお話をすれば揚水管の大きさにつきましては、そのとお

りだと思えます。ただ、水の取水が問題になりますので、吐出口を規定することは妥当ではないかと思っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時45分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

先ほどの清水議員の答弁が不足の点がございますので、それでは答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 説明が十分でありませんで、大変失礼いたしました。

私も一般論というフレーズを付けたつもりでありますけれども、双葉町のほうが要綱によってはケースによっては、絶対厳しいと言えない部分もあるような状況であります。一般論とすれば県のほうの内容のほうがおおむね水量を規制するというようなものになっているのではないかと考えます。

ただ、先ほど絶対県のほうが厳しいというようなことも装置によっては言えない部分もあるかと思えますが、そのような例えば自然破壊とか環境破壊をするような構造につきましては、事前の指導が行われるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかに傍聴議員の質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第22号 双葉町地下水資源の保護及び採取適正化に関する条例の廃止の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

議案第22号 双葉町地下水資源の保護及び採取適正化に関する条例の廃止の件は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で議案第22号を終わります。

以上で条例審査を終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時58分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

引き続き補正予算審査を行います。

議案第2号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

初めに、福祉課関係を行います。

補正予算説明書の20ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費の福祉課関係分について、当局の説明を求めます。

長田課長。

○福祉課長（長田徳一君） それでは、福祉課にかかわる補正予算につきまして、ご説明をいたします。

補正予算書20ページ、21ページをお願いしたいと思います。

第3款民生費、1項社会福祉費、2目障害福祉費でお願いするもので、補正前の額13億559万9,000円に対しまして6,763万4,000円の増額をし、13億7,323万3,000円となる補正になります。

主な内容といたしましては、001自立支援給付事業におきまして、年々増加する障害者数

に伴い、各種福祉サービスにかかわる利用者申請も増加しており、20節扶助費6,750万円の増額を計上いたしております。

また、001障害福祉諸費におきましても、市単独事業で実施しております甲斐市心身障害者認定文書料助成も同様に障害者の数の増加により、13万4,000円の増額を計上いたしております。よろしく願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時02分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

続いて、長寿推進課関係を行います。

補正予算説明書の20ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費の長寿推進課分を当局の説明を求めます。

坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） それでは、大変お疲れさまでございます。

それでは、長寿推進課にかかわります一般会計の補正のご説明をさせていただきたいと思っております。

3目老人福祉費になります。老人福祉費につきましては、保険課、長寿推進課それぞれ計上してございますが、その中の長寿推進課の部分に係る補正内容の説明となります。

補正予算説明書は20ページ、21ページをお願いをしたいと思います。

まず、010老人保護措置事業、20節扶助費でございます。920万円の減額補正につきましては、当初予算老人保護措置費25人で措置事業費計上しておりましたが、平成24年度中に新規入所者が2名、死亡による退所者が5人ございましたので、平成25年1月から3月までの3カ月間、この3カ月間で新規に入所する可能性のある方を予算計上を見込みまして、その100万円分をここに調整を加えまして、既入所者の見込み額1,262万1,000円を考慮し、合計で920万円をトータルで減額の補正をする内容でございます。

続きまして、015介護保険サービス利用者負担対策事業費、19節の負担金補助及び交付金でございますが、10万円の増額の補正をお願いをしたいと思います。この10万円の増額補正につきましては、社会福祉法人等の利用者の負担額の軽減措置事業、この対象者の決算見込みにかかわります増額補正となっております。

次に、28節の繰出金につきましては、この後、後ほどになりますが、各特別会計のところでご説明を申し上げますが、介護保険事業特別会計への繰出金1,135万9,000円の増額の補正となっております。老人福祉費、長寿推進課合わせまして総額で225万9,000円の補正増額をお願いをするところでございます。

以上、ご審議のほうよろしくをお願いをいたしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時06分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

続いて、子育て支援課関係を行います。

補正予算説明書の22ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費及び37ページ、39ページ、繰越明許費についてを当局の説明を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） ご苦労さまでございます。

それでは子育て支援課3月補正を予定しておりますので、概要についてご説明を申し上げます。

補正予算書の22、23ページをお願いいたします。

中段以降の3款民生費、2項児童福祉費でございます。

それでは、1目の児童総務福祉費から順次ご説明をいたします。

補正額は4億3,769万7,000円の増額でございます。財源内訳といたしましては、国庫支出金が3億6,713万6,000円の増額、市債が1,330万円の減額、繰入金が253万7,000円の増額でございます。一般財源は8,132万4,000円の増額でございます。

今回の補正の主な内容でございますけれども、敷島保育園とそれから子育て広場の整備に係る事業費となります。この件につきましては、先般、常任委員会でも若干のご説明をいたしました。国の緊急経済対策の関係で、3月補正において予算措置した事業については、補助金とそれから交付金を合わせて、国費が80%以上措置をされるということになりますので、当初平成25年、26年度で予定をしておりました子育て広場と敷島保育園の建替事業を1年前倒して24年、25年度で実施するものでございます。内容は、旧敷島庁舎跡地3,361平米の土地の中に約900平米の敷島保育園と約200平米の子育て広場を整備するものでございます。

右側の説明欄の010、3億6,616万円の内容でございますけれども、こちらが全て保育園整備の関係の事業費となっております。まず、この中で増額分といたしましては、用地の測量、それから地質調査、設計管理の委託料の合計3件分で2,851万7,000円、それから、保育園の本体工事費といたしまして3億5,000万円でございます。また、この中で減額補正ございまして、こちらにつきましては、間もなく完成をいたします竜王東保育園の費用の関係でございますけれども、全て精算が終わりまして、17節の固有財産購入費ということで、土地代535万7,000円、それから、その1項下のほうになりますけれども、22節の補償補てん及び賠

償金の関係の物件補償費756万2,000円を減額するものでございます。また、25年度におきましては、入園児数をふやした関係がございまして、保育園において園児の机、椅子が若干不足いたしますので、18節の備品購入費でございますけれども、56万2,000円を増額をお願い申し上げます、椅子、机等の追加購入をするものでございます。

次に、012の次世代育成支援対策事業でございますけれども、こちら全て増額でございます、主には敷島庁舎跡地へ建てる子育てひろばの設計管理委託費といたしまして、537万2,000円と同じく子育てひろばの建築工事費6,530万円でございます。また、24年度で概算交付を受けておりました保育園での一時預かりやファミリーサポートセンター、ショートステイ事業等の国の子育て支援交付金の実績がこの時期確定をいたしまして、差額分を国庫に返納するために23節の償還金86万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、2目の児童措置費以降は財源更正でございます、まず、2目でございますけれども、子ども手当が一般財源化されたことに伴いまして、国からの事務費が減額となったため、国庫支出金を136万3,000円減額し、一般財源を増額するものでございます。

次の4目の保育所費でございますけれども、こちらは甲斐市以外から市内の公立保育園に通園している園児の数が減少したために、その他財源の諸収入と書いてございますが、実際には保育料になりますけれども、それが533万8,000円の減額でございます、その分一般財源を増額する内容となっております。

最後に、5目の児童館費でございますけれども、こちらは甲斐市の商工会女性部から寄附金をいただきまして、その他財源で3万円を増額し、一般財源を減額するものでございます。

以上が補正予算に係るご説明でございます。

続きまして、繰り越しの関係のご説明をいたします。

資料37ページをお願いいたします。

まず、一番上の児童福祉総務費の関係でございますけれども、繰越明許費が7,067万2,000円でございます。この内容でございますけれども、先ほどご説明を申し上げました敷島の子育てひろばの事業費でございます、委託料、それから工事請負費でございます。

それから、飛びまして39ページでございますけれども、こちら児童福祉総務費になりますけれども、繰越額が3億7,851万7,000円でございます。内容は、先ほども説明いたしましたけれども、敷島保育園の事業費を全額とそれから今年度整備を行いました竜王東保育園の事業費につきまして、昨年9月の段階で文化財が出る可能性があるということで、事業費を繰り越しの許可をいただきましたけれども、その後のご説明の中でもいたしましたように、

文化財が出なかったということでございますので、最終的に全てその分をなしにするということでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 敷島保育園のことでちょっとお伺いしたいんですけども、今後の予定、スケジュールですね、どんなふうになっていくのか、わかる範囲で教えていただきたいんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 今回3月補正で事業費をお願いを申し上げましたけれども、こちらのほうがご承認をいただければ、早速事業のほうに着手をしまいたいというふうに考えています。

おおむねの日程でございますけれども、まず現地の測量、それから地質調査等を済ませまして早速設計のほうに取りかかるわけでございますけれども、おおむね設計は6月の下旬から7月の初旬を目途に一応完了をさせる予定でおります。その後、今度工事関係の執行になりますけれども、8月の下旬を目途に工事のほうを執行を進めていきたいというふうに考えておまして、工期は約半年と半月ぐらいを見込んでおまして、来年のちょうど今時分3月の中旬ころに本体のほうは完成を目指すというふうな予定で事業を進める計画でございます。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） また今度当初予算のところでは話が出ると思うんですけども、竜王の北と西ですか、そういうのもまた計画に入ってくると思いますけれども、同じような予定でまた進んでいくのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） また、25年度の当初のときに詳細についてはご説明を申し上げますけれども、こちらのほうで今計画をしておりますのは、25年度、それから26年度の

2カ年をかけて竜王北保育園と西保育園を並行して事業を進めるというふうな今計画を持っています。これについても国交省の社会資本整備の補助金が見込まれるということでございますので、できるだけそれを活用しながら進めていくというふうな予定でございます。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） あと今度計画にまだ挙がってきていないのが一般質問のときも聞きましたけれども、竜王南保育園の冷間の跡地の問題と松島保育園ですか、平成28年ごろという、あとは双葉の西保育園が建てかえではなくて大規模改修という話だったと思うんですけども、残ってしまう、まだ計画になっていないような保育園について、わかる範囲で教えてくださいたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 残った保育園でございますけれども、まず竜王南保育園の今後の計画ですが、旧冷間の住宅地のところへ移転をするということでございますけれども、こちら冷間の再開発事業の中に用地は確保をしていただけたということになっておりますけれども、そちらの進捗状況とも兼ね合いがあるわけでございますが、26年度もしくは27年度にそちらのほうへ整備ができるのではないかとこのように思っています。

それから、松島保育園でございますが、松島保育園につきましては、敷島幼稚園が平成27年度ということですから、暦年でいいますと28年の3月をもって閉園をするというふうな予定で教育委員会のほうで考えておるようでございますので、それ以降、まず古い幼稚園の園舎を解体してそれ以降そちらに松島の保育園を建てて引っ越してくるというふうな予定でございますので、28年から29年にかけて実施をしたいというふうに計画をしております。

なお、双葉西保育園につきましては、特に耐震化の問題、あるいは借地の問題等がございませんので、それらが全て完了した時点で、ちょっと最終になりますけれども、大規模の改修をして利便性を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 双葉の西なんですけれども、特にいろいろな問題がないので、竜王の北と西の次ぐらいにやっていただけるのかと思っていたんですけども、そうではなくて松島保育園であるとか、竜王の南保育園、今お聞きしたその後ということなんです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 昨年まで保育園の将来構想について、保育園・幼稚園の将来協議会のほうでいろいろとご協議をいただいた内容の中で、大規模改修については、一通り全ての保育園のそういった耐震化の問題とか、借地の問題が懸案が解決した以降というふうな形で位置づけられておりますので、それに基づいて進めてまいりたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 話はわかったんですけども、ぜひ26年度なんかでは竜王の北と西の保育園の建てかえを並行で同時にやるぐらいのこともありますので、ぜひ双葉の西の保育園に関しましても、その後ということではなくて、建てかえでなくて大規模改修ですので、ぜひ前倒しでやっていただけるよう要望をさせていただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今の国庫支出金なんですが、これは全額社会資本整備ですか。今回の緊急のでしょうか、3億6,700万円。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田係長。

○保育係長（長田裕二君） 課長も説明しましたが、社会整備総合交付金とあと残りの、本来であれば市負担の50%の部分に地域の元気臨時交付金というのが大体その半分のうちの80%ぐらいが充てられるということで説明を受けております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その大体どのぐらいのあれなのか、割合は半々ですか。今の社会資本と元気の割合は。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田係長。

○保育係長（長田裕二君） 社会資本整備のほうが事業費の50%、元気のほうがちょっとこの辺が確定でありませんが、大体80%ぐらい、70から80%ぐらいの中で交付されるというふうに聞いております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） あと保育所費のほうで甲斐市以外の園児の減少というのがありました。533万円の減額ということで、これは見込みから、金額でこれなんですけれども、人数でい

うと大体どのぐらいの見込みだったんですか。あと減った原因みたいなものをもしわかっ
ていれば。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時26分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

今の件は、今、長田係長が資料を取りにいらいますから、あとでまたご報告いただく
ということの中で、保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっとまた飛んでしまうんですが、012の子育て広場の建築が7,153
万円で設計建築費が出ていますけれども、これ敷島保育園とどんなふうになるんですか。同
じ敷地内ですけれども、くつつくのでしょうか。全く違うものにしていくのでしょうか。ち
よっとその辺のところ聞きたかったんですが、どんな形に考えているのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 私どもの現段階での構想でございますけれども、敷地約
3,000平米強の中に保育園がおおむね900平方メートルぐらい、それから広場が200平方メー
トルぐらいのものを今考えておりますけれども、やはり経費のことを考えると建物をくつつ
けたほうが経費的にも安いということでございますので、保育園とそれから一部つながるよ
うな形で広場のほうを考えております。当然、出入り口とかそういったものは、全て個別に
設置をするというふうなことになります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 藤田議員さんの一般質問の中で、当初の子育て広場というのは、敷島
の庁舎にあったときには、本当に小さいお子さん対象の子育て広場という感覚でやっていた
んだけれども、今度は総合会館へ行ったときにまた違った形での相談のされ方がお母さん方
が利用するようになってきたという担当者の話があったんですが、その辺のところもよく聞

いていただきながら、小さいお子さんだけ、ファミサポも入るわけですね。ですから、その辺もよく聞いてうまく両方がいくようにしてもらったほうがいいかと思うんですが、その辺はどうですか。よく聞いていただいたでしょうか。

○委員（保坂芳子君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 今、保坂委員がおっしゃったように、子育て広場の中には、ファミリーサポートセンターという施設も一緒に入るというふうな予定でございます。その中で、子育て広場はゼロ歳から3歳までのお子さんとお母さん方がそこで集って遊んだり、情報交換をしたり、相談をしたりというふうな用途になっていまして、一方、ファミリーサポートセンターは、利用者が小学校の6年生までの保護者とそのお子さんということですので、やはり若干年齢層違いますけれども、ファミリーサポートセンターの職員も単にお預かりのあっせんをするだけではなくて、そういった相談なんかも随時受け付けてサービスでやっておりますので、今後同じ建物の中の事務室が併用する予定でございますので、そういったところでもかなり相談体制というふうなものは、小さいお子さんに関しての相談体制は、充実していくのではないかとこのように考えています。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 小さいお子さんの相談体制というよりも、例えば障害を持ったお子さんとかそういった形での相談がしやすくなったという話をされているということがあったんです。ですから、担当者の方の意見をよく聞いて、これは要望ですけれども、形とか入口とか、出入りとかそういったことも考えていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですか。

○委員（保坂芳子君） はい、いいです。

○委員長（三浦進吾君） 長田係長。

○保育係長（長田裕二君） すみませんでした。24年度の当初予算の見込みの数ですけれども、400人で見込みました。実績のほうが342人ということで、60人ほど減少しております。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

藤原議員。

○議員（藤原正夫君） 敷島庁舎跡地の長谷部委員さんの関連でございますけれども、新年度になりまして今課長の説明だと4月、5月からは地積調査ですか、6月、7月ごろに設計を仕上げ、8月下旬には着工ということの説明がありましたけれども、来年は竜王北、西も並行して行われるということで、大変その間も忙しいと思いますけれども、前例で2年前ですか、竜王中央保育園やらちょっと工期でも問題があったことがありますので、それで職員の数とかも大丈夫ですかということをお聞きをしたんですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

服部課長。

○子育て支援課長（服部秀穂君） 今、職員体制のご質問をいただきましたけれども、今回この国交省の補助金を受けるというふうな話が急遽まとまった話がございます、そのときに関係する課、補助金関係ですと、都市計画課、計画整備の関係は、私ども子育て支援課、それから資金の調達、やり繰りについては、財政課というふうなものがありますので、総務課のほうで音頭をとってそれぞれ3課の調整をして、今後、強調体制をとってやっていくというふうな申し合わせがされましたけれども、その中でも総務部長のほうも市の大きなプロジェクトの位置づけになっているので、それぞれこの部分はこちら、この部分はこちらということではなくて、全ての所管が協力をしてやるということで、先般の臨時部長会議の中でもそんな要請がなされまして、まだ、人事の関係は固まっていないとは思いますが、こちらのほうを整備事業に本格的に移るといえることが見えていますので、当然人員のほうは厚く配置をしていただけるというふうな話は聞いております。

○委員長（三浦進吾君） 藤原議員。

○議員（藤原正夫君） ありがとうございます。それで、工事の着工につきまして、8月下旬ということで今説明があったわけですが、とにかく課長、遅くも9月中旬ぐらいまでには何とか着工しないとかなり厳しい、今の竜王東保育園でも昨年10月ごろぐらいのあれですから、ちょっと前倒しをしないともう絶対に、これはやる業者の方々たちが悲鳴上げるぐらいちょっと工期がないと、特に25年度の工事につきましては、それはもうすっぽくちょっと言いたいんですけれども、ちょっときついうでけれども、それだけはもう契約してもうすぐどんどんそこへって工事になる前にまだ確認がとれてないなんてそんなことはばかなことはな

いように、絶対に9月下旬、遅くも下旬ごろには工事着工というぐらいにやってやらないと、これはとった工事会社が本当に悲鳴を上げるぐらいの工事ですから、その点だけこれは要望で結構ですからお願いします。

終わります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 1目の児童福祉総務費の中の先ほど公有財産、これは東保育園にかかわる話だと思うんですが、公有財産購入費と補償費などが減額になっていますよね。これ当初どのぐらいを見込んでいてこのぐらいになったのか教えてもらえないでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田係長。

○保育係長（長田裕二君） まず、土地のほうの減額なんですけれども、当初東保育園の用地ということで、全て個人の方から購入をする予定でしたけれども、個人の方のほうから道路部分を寄附するというので、その道路部分が154.71平米ほど寄附という形でありましたので、その分の単価でやはり500万ほど出ていますので、その減額についてはその部分になります。

補償のほうの減額ですけれども、当初予算で1戸900万円という単価で積算をしました。この900万円については、コンサルと見積もりをもらう中で標準的な単価だということで、建物のほうは6戸補償をかけたんですけれども、あと建物の補償と貸し家ですので、中に入っている借家人の補償ということになりまして、借家人の補償のほうも調査の中で積算したところ、これだけの金額が出たということになります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 非常に財政が逼迫しているような状況の中で、よく減額になったということで、今質問させてもらったんですけれども、今後もひとつよろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですね。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時40分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

続いて、健康増進課関係を行います。

補正予算説明書の24ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費の健康増進課分について、当局より説明を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 健康増進課から3月補正について説明させていただきます。

補正予算説明書24ページ、25ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、3目健康推進費の補正になります。

最初に2目予防費ですが、補正額が7,680万円の減額補正となりますが、財源内訳のところで県支出金209万5,000円の減額ですが、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が今年度の見込み額がほぼ決定になりましたので、それに合わせての減額になります。また、一般財源についても7,470万5,000円の減額となります。

右側の25ページの内容であります。001予防接種事業ですが、7,680万円の減額になります。内訳は、8報償費50万円の減額、これについてはポリオワクチンの集団接種が9月からなくなったために9月以降、後期分の集団接種時に来ていただいています市内の先生方の報償費の減額分であります。

次に、委託料の7,500万円の減額ですが、定期予防接種におきまして、ポリオワクチン、日本脳炎、任意予防接種においては、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌の接種率が当初の予定より低かったことが主な理由であります。

ポリオワクチンにつきましては、昨年の9月から不活化へと法改正になりまして、9月補正で対応いたしました。11月に2回目の法改正がありまして、不活化ポリオワクチンと三種混合ワクチンが四種混合ワクチンとして導入されまして、今年度中に2回の法改正によりまして、詳細な見込みが年度途中で困難なため今回減額での対応とさせていただきます。

あと、日本脳炎の予防接種につきましては、平成23年度以降、平成17年から差し控えになっていました対象者に対しまして特例措置が出され、未接種者に対しまして予防接種が受けられることになりました。また、平成24年度も緩和されまして、19歳まで接種を逃した人も対象となりまして、また、8歳から10歳の方は、特に積極的に勧奨するよう指導ありまして対応をしておりましたが、結果的に46%と低い接種率になっております。

また、任意の予防接種については、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌ともに接種率が低下しておりますので、委託料全体で7,500万円の減額となっております。

19節負担金補助交付金130万円の減額については、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌と償還払いの件数が減ったために減額となっております。

次に、002健康推進事業、23節償還金利子及び割引料92万6,000円の増額補正につきましては、平成23年度感染症予防事業費等国庫補助金精算に伴う返還金が生じたので、その差額分を増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 最終的に今の段階での子宮頸がんの予防ワクチンの接種率は何%ですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君） 23年度までの累計の接種率が出ているんですけども、今のところ73%の接種率になっています。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 自治体によっては90%以上いっているところもあるので、ぜひまた努力をお願いしたいと思います。要望です。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 今の報告の中で償還払いのためというお話があったんですけども、やはり償還払いというのは大変ですね。今後もまたこんなふうやっていくと、今接種率が少なくなっているということで、どんなふう考えていらっしゃるのかと思っているので

すけれども、そのあたりはどうですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小宮山課長。

○健康増進課長（小宮山謙二君） 償還払いについて件数が若干減っているんですが、この償還払いにつきましては、県内で接種する場合、領収書をいただいて、1回立て替えていただいて、その領収書をこちらのほうに持ってきていただいて償還払いをするというような形になりますけれども、あとのうちのほうに先に来ていただければ助成券をお渡しをしまして、その助成券を持って契約している医療機関のほうで無料で受けられるんですが、助成券を取りに来なかった場合とか、先に病院に行って打ってしまった場合もあるんですが、そういうときにも領収書の立て替え払いで償還払いという形になっていますので、そんなことでよろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） せっかく市のほうでいろいろ努力していただいて、子宮頸がんにしてもいろいろと今までやってきていただいているわけですがけれども、年73.2%ということでもったいないと思うんですけれども、いろいろと今後直接にお知らせを行っているかと思うんですけれども、やはり来れない人には何か理由が多いんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君） 子宮頸がんの予防接種は、今のところ任意の予防接種になっていますので、基本的には保護者とそれから主治医のほうで話をして納得をしたら接種ということなんですけれども、子宮頸がんは、注射自体が筋肉注射という注射をしております、普通の注射と違ってかなり奥深く注射をします。かなり痛みが強いので、子宮頸がんに関しては、その痛みで失神をする子供さんが非常に多い、失神ですね、気を失ってしまふというようなことで、かなりそういうことは実際起こっていますので、そういうことがやはりあってちゅうちょをしている保護者の方もいますので、接種率がやはりいまいち上がらないというところでその辺に理由があるのかと思っています。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 予防のために失神まではしたくないので、かなり痛みがあれば、でも73%よくやっていると思うんですけれども、そのあたりの何か改善方法というのはないのでしょうか。やはりせっかくそういうふうになっているのに……。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長坂係長。

○保健指導係長（長坂千恵子君） 今のところ25年からは、子宮頸がん、それからヒブ、肺炎球菌の任意予防接種が定期予防接種に移行するというふうに国のほうで示されています。まだ、確定したものはおりてきてはないんですけども、それは間違いなく定期の予防接種になります。そうすると、任意と違って定期は受ける義務がありますので、そこら辺はまたこちらの進め方も強制ではないですけども、今までよりは強い形で接種を勧奨することができますし、保護者も受けなければならないというふうになってきますので、接種率は伸びるのかと思っています。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 接種率が伸びるのはいいんですけども、もう少しやり方を検討していただきたいというか、私たちだって失神なんかまでしてやりたくないなと思ってしまいますよね。だからそのあたりの改善を何とか考えて、要望ですけどもお願いしたい。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時50分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

続いて、環境課関係を行います。

補正予算説明書の24ページ、第4款衛生費、第2項環境衛生費の環境課関係分及び第3項清掃費と37ページの繰越明許費並びに28ページ、第8款土木費、第4項都市計画費の環境課

分について、当局より説明を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 環境課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、先ほど委員長のほうからご案内ありましたとおり、補正予算説明書の24ページ、25ページをお開きください。

ページの中段から4款衛生費、2項環境衛生費となりますが、その2目環境保全費の補正でございます。375万円の増額補正をお願いするものです。環境保全事業としまして、今年度新制度として新たにお認めいただきました太陽エネルギー利用設備導入促進奨励金の増額でありまして、当初予算におきまして、太陽光パネルについて定額5万円、太陽光温水器について定額3万円の奨励金をお支払いするために1,310万円のご議決をいただいたところであります。その後、太陽光の奨励金の申請が多いため増額をお願いいたします。当初予算においては、太陽光パネル250件、太陽光温水器20件で見積もりました。補正をお認めいただきますと、太陽光パネルにつきましては、325件以上に対応できることとなります。太陽光温水器につきましては、現時点で1件の申請にとどまっております。

続きまして、3目やすらぎ聖苑管理費で414万2,000円の減額補正をお願いするものであります。火葬業務委託予約システム保守点検料の不用額についての減額でございます。

次に、3項清掃費の1目清掃費について245万1,000円の減額補正をお願いするものです。全額峡北広域行政事務組合の負担金確定に伴います減額であります。運営費分について228万2,000円、建設費分について16万9,000円の減が内訳でございます。運営費分につきましては、23年度のごみ収集量に伴うごみの処理料割が24年度中に把握できましたので、当初予算で用いました22年度の処理料割と比較し再算定した結果、甲斐市の割合が下がりましたので、その差を減額したものでございます。峡北広域では、通例このような精査を行っております。

続きまして、清掃費にかかわる繰越明許費の補正につきまして、ご説明させていただきます。

議案は、12ページの第2表繰越明許費補正となりますが、補正予算説明書の37ページの資料もでございます。37ページで説明させていただきます。

4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費で説明欄にごみ収集運搬事業とありますが、内容は指定ごみ袋の仕入れに係る支出でございます。指定ごみ袋の納品についての在庫は、発注先の倉庫にありまして、商工会、農協へ卸す都度、購入しております。8月と12月に発注した在庫が年度を超える見込みでありますので、繰越明許の手續をお願いいたします。8月発注

分が12月に完成し、納品可能となります。12月発注分は、この3月に完成するというサイクルのため、年度末において限度額960万円で、繰越明許費補正をお願いいたします。

繰越明許につきましては以上で、次に合併浄化槽事業の関係で、補正予算説明書の28、29ページとなります。28、29ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、3目下水道費に002合併浄化槽事業特別会計繰出金21万6,000円の減額補正をお願いする内容がありますが、後ほどの日程の特別会計補正の中で説明をさせていただきたいと存じます。

以上で、環境課関係の一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） すみません、1点教えていただけますか。やすらぎ聖苑の委託料ですか、今回454万円、保守点検、火葬予約システムの不用額ということになったということですが、その内訳をすみません、どんな内容でしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 火葬業務の委託といたしまして、火葬業務につきましては、以前もご説明した経過がありますが、炉前と炉裏、炉裏は装置の操作の作業です。炉前は告別式、収納室におけますセレモニーの内容でございますが、その委託ということで、24年度につきましては1,436万4,000円の委託額となっております。

なお、ちなみに23年度につきましては1,512万円でした。

それと、本年度予約システムをインターネット予約ということでお願いしております。その際、現在はN T Tに電話予約のシステムを使っているわけですが、廃止することで、N T T関係の火葬予約システムの保守点検料が先ほどご説明しました火葬業務委託に合わせて50万6,000円ほど減額しまして、合わせて414万2,000円の額となっております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 3時59分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

続いて、保険課関係を行います。

補正予算説明書の20ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費の保険課分と、24ページの第4款衛生費、第1項保健衛生費の保険課分について、当局の説明を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 保険課関連の一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算説明書の20、21ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、010国民健康保険特別会計繰出金2,285万8,000円の増額であります。低所得者対策であります保険基盤安定繰出金等の決算見込みによるものであります。詳しくは国保会計でご説明申し上げます。

次に、3目老人福祉費、004後期高齢者医療特別会計繰出金217万1,000円の減額につきましては、保険基盤安定繰出金の決算見込みによるものであります。

次に、24、25ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生費総務費、010国民健康保険特別会計繰出金16万2,000円の増額につきましては、職員給与費等繰出金の決算見込みによるものであります。これについても国保会計のほうで詳しく説明いたします。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、一般会計補正予算の質疑を終了いたします。

これより議案第2号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）付託分について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）付託分は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で、議案第2号を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時06分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

引き続き特別会計補正予算審査を行います。

議案第3号 平成24年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 国民健康保険特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の43、44、45ページになります。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億136万1,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を76億7,415万9,000円とするものであります。

今回の補正の内容については、主に決算見込みによるものとなっております。

それでは、歳入の説明をさせていただきます。

予算説明書の46、47ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金4,430万5,000円の減額につきましては、療養給付費等負担金の決算見込みによるものです。

2目高額医療費共同事業負担金13万7,000円を増額につきましては、高額医療費共同事業拠出金の決算見込みによるものを4分の1を国が負担するものであります。

次に、2項国庫補助金、4目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金64万9,000円を増額につきましては、70歳から74歳までの医療機関の窓口負担金が平成25年度におきましても本来2割負担のところを1割負担に据え置きになりますので、高齢受給者証の発行にかかわる経費に対する補助金をいただくものであります。

次に、6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金13万7,000円を増額につきましては、国と同様、高額医療費共同事業拠出金の決算見込みによります4分の1分を負担していただくものであります。

次に、2項県補助金、4目重度心身障害者医療対策事業費補助金814万1,000円を増額につきましては、県単事業の窓口無料化医療費の増額の決算見込みによるものであります。

次に、48、49ページをお願いいたします。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金27万6,000円を増額につきましては、拠出金の決算見込みによるものであります。

次に、9款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金の減税軽減分が1,174万8,000円を増額、2節保険基盤安定繰入金の保険者支援分については307万4,000円を増額、3節職員給与費等繰入金につきましては16万2,000円を増額でありまして、いずれも決算見込みによるものであります。6節その他の繰入金803万6,000円を増額につきましては、

県単事業であります重度心身障害者医療対策事業費の決算見込みによるものであります。

次に、10款1項繰越金、2目その他繰越金2億1,330万6,000円の増額につきましても決算見込みによるものであります。

歳入につきましては、以上であります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

50、51ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、003一般管理費81万1,000円の増額であります。70歳から74歳までの医療機関の窓口負担金が平成25年も本来2割負担のところを1割負担に据え置きとなったことに伴う高齢受給者証の発行事務費でありまして、封筒代、郵送料等の補正となります。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費2億1,540万円の減額であります。これも決算見込みによるものであります。

次に、2目退職被保険者等療養費1,720万円の増額につきましても決算見込みによるものであります。

次に、5目審査支払手数料24万円の増額につきましても決算見込みによるものであります。

次に、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費410万円の増額につきましては、医療費の伸びによります決算見込みであります。

次に、52、53ページをお願いいたします。

7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金55万円の増額につきましても、決算見込みによるものであります。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金2億円につきましても、歳入歳出差引残額を見込んだ額を積み立てて補正としております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 三井係長。

○国民健康保険係長（三井美樹君） 50、51ページの2款保険給付費療養諸費、1目一般被保険者療養給付費の数字ですが、先ほど2億1,540万円の減額と申しましたが、2,154万円の減額になります。どうも申しわけありませんでした。訂正をよろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 52、53ページの基金の積立金についてでありますけれども、約2億円を基金積み立てによるということではありますが、最大の原因は何でしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 今のところ歳入について前期高齢者交付金等が増加しているというようなことから、歳入歳出差引見込みが出るという決算見込みに基づきまして、2億円ほどは余裕があるのではないかとということで、積立金を計上いたしました。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今までこの積立金を含めると、国保の積立金基金はどのぐらいになりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 23年度末で5,200万円ほどですので、2億5,200万円ほどになる見込みであります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、質疑を終了いたします。

これより議案第3号 平成24年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成24年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で、議案第3号を終わります。

引き続き議案第4号 平成24年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補正予算説明書の55ページからになります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 引き続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

補正予算書57、58、59ページになります。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ143万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を5億2,610万3,000円といたします。今回の補正についても、決算見込みによるものが主であります。

それでは、歳入についてご説明いたします。

60、61ページをお願いいたします。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金217万1,000円の減額につきましては、保険基盤安定繰入金の決算見込みによるものであります。

5款1項1目繰越金74万1,000円の増額につきましては、平成23年度分の精算によるものであります。

以上が歳入の説明であります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

62、63ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、001保険料等納付金159万1,000円の減額につきましては、徴収した保険料と低所得者に対します軽減分であります保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付するもので、決算見込みによるものであります。

次に、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金16万1,000円の増額につきましては、前年度の精算によります一般会計への繰出金であります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、質疑を終了いたします。

これより議案第4号 平成24年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成24年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で、議案第4号を終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時21分

再開 午後 4時22分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

引き続き議案第5号 平成24年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補正予算説明書の65ページからになります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） それでは、大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから平成24年度3月介護保険特別会計の補正予算のほうを説明をいただきたいと思っております。

議案第5号 平成24年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、説明を行います。

議案集のほうにつきましては、23ページのほうをお願いをしたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,345万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億6,636万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入のほうから順次説明をさせていただきたいと思っております。

歳入のほうは70ページ、71ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正につきましては、介護給付費の決算見込みを33億8,800万円ほどと見込みまして、それに伴います補正をお願いするものでございます。

まず、最初に第1款保険料につきましては、総額4,892万1,000円の増額補正をお願いをするところでございます。第1号被保険者の特別徴収の保険料となります。サービス給付費の増額に伴います財源の調整額ということで保険料を充てております。

第4款国庫支出金、第1項の国庫負担金、1目の介護保険給付費負担金につきましては、1,026万9,000円の増額でございます。

また、後ほど歳出のほうでご説明をいたしますが、保険給付費の増に伴います補正でございまして、居宅の関係が20%、施設におきましては15%のそれぞれ定率の収入となっております。

第5款支払基金交付金、第1目の保険給付費の交付金1,624万1,000円の増額分につきまして

ては、2号被保険者、40歳から64歳までの方々により徴収されました保険料の中から甲斐市の保険給付費の29%分として支払基金のほうから支出される交付金となっております。これもやはり保険給付費の増額補正に伴います補正増になります。

第6款の県支出金、1項の県負担金、1目の介護給付費負担金につきましては、408万9,000円の増額でございます。やはり同じ保険給付費の決算見込みの増による増額となっております。これも定率によりまして、居宅が12.5%、施設が17.5%でそれぞれ県のほうから収入されるものでございます。

続きまして、72ページ、73ページのほうをお願いいたします。

2項の県補助金、3目の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業補助金でございます。これは1,672万円、これにつきましては施設1施設分になりますが、4目の施設の開設準備経費等助成特別対策事業補助金これが1,080万円、これもやはり1施設になりますが、定員28人のものになります。それぞれの県の補助金ということで、甲斐市の地域密着型サービスの事業者であります株式会社イーエルイー、これは甲斐市の選定業者になりますが、現在建設しております認知症高齢者のグループホーム、定員18人の1施設にかかります県の整備の補助金となっております。

次に、8款の繰入金、1項の一般会計繰入金のうち1目の介護給付費繰入金1,135万9,000円の補正増につきましては、歳出の保険給付費の増額に伴いますやはり市の定率負担分ということになっております。

9款の1項1目繰越金1,505万4,000円の増額につきましては、前年度繰越分の補正増額ということになります。

以上、歳入の補正総額が1億3,345万3,000円となっております。

続きまして、歳出のほうをお願いをしたいと思います。

補正予算説明書の74ページ、75ページのほうをお開きをお願いしたいと思います。

1款の総務費、5項1目地域介護福祉空間整備等補助金、19節の負担金補助及び交付金でございます。2,752万円の増額につきましては、先ほど歳入のほうで申し上げました甲斐市地域密着型サービス事業者、株式会社イーエルイーで現在建設しております認知症高齢者のグループホーム、定員18人になります施設の1施設にかかります山梨県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金1,672万円、また、山梨県の施設の開設準備経費等助成特別対策事業補助金1,080万円、これにつきましては1施設であります、定員が18人ということで1人当たり60万円の補助となります。合計でこれが1,080万円となりますが、この両方

合わせた補助金の補正となります。

2 款のほうで保険給付費のほうを説明させていただきます。

1 項介護サービス等諸費、1 目の居宅介護サービス給付費8,760万円の補正増につきましては、在宅での介護者、介護1から5までの要介護認定者が利用しておりますホームヘルプサービス、デイサービス、または訪問入浴、ショートステイ、これらの介護サービス給付費で実績によりまして見込んだ額によりまして補正でございます。

2 目の地域密着型介護サービス等給付費2,200万円の減額につきましては、地域密着型サービスの利用した際の9割相当給付費、これの実績に伴います2,200万円の補正の減額になります。

4 目の居宅介護サービス計画等給付費980万円の増額につきましては、やはり要介護1から5までの認定者の毎月作成します介護サービス計画、俗にいうケアプランでございますが、ケアプランの作成の経費にかかわります実績見込みの補正でございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

次の2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、これにつきましては、在宅で今度要支援になります。要支援の1及び2の要介護認定者のサービス給付1,070万円の増額でございます。

3 目の介護予防サービス計画等給付費242万6,000円の増額につきましては、やはり要支援の1、2の認定者にかかわりますケアプランの作成の実績見込みによりまして補正でございます。

3 項その他諸費、1 目の審査支払手数料の30万円の増額につきましては、国保連合会への内容審査手数料の見込みによりまして補正でございます。

4 項の高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費につきましては、要介護の1から5までの要介護認定者、1 カ月以内におきまして介護サービスの利用額の1割負担分これが上限を超えた場合に給付されますサービス給付費ということで、205万3,000円の増額をお願いをしたいと思います。

78ページ、79ページのほうをお願いいたします。

5 款1 項の基金積立金、1 目の介護準備基金積立金、25節積立金となりますが、301万2,000円、これにつきましては前期であります。第4期の介護保険にかかわります保険料の剰余分の積み立てとなっております。

6 款の諸支出金、2 項の繰出金、1 目の一般会計の繰出金になりますが、1,204万2,000円

につきましては、これもやはり4期の介護保険にかかわります精算行為によりまして、一般会計への繰り出しをするものでございます。

以上、歳出の補正合計1億3,345万3,000円のそれぞれ補正増額をお願いをするものでございます。よろしくご審議をお願いします。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 入のほうですが、70、71ページの第1号被保険者の保険料についてでありますけれども、先ほどの説明がちょっとわからなかったんですが、65歳以上の1号被保険者がふえたのか、減ったのか、どうなったのか、その中身についてちょっと教えてくださいか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） 説明不足で申しわけありませんでした。

一応9月に本算定を行いますので、当然当初予算におきましては、概算で見込みをさせていただいております。したがって、本算定をしたところで保険料のほう、特別徴収のほうが増えてきたということで、これを保険給付伸びている財源に充てたいというところがございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 75ページの居宅介護サービス計画給付費という980万増額になってますよね。これは当初の計画よりふえたためにこの補正を組んで計画を立てるというそういうことでよろしいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ちなみにこの計画費の単価といいますか、1件というような形になるかと思えますけれども、どんなぐあい、何件分の補正ですか。

○委員長（三浦進吾君） 保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 要介護1から3の方についてが単価1万円、3から5の方についてが単価1万3,000円となっております、それぞれが人数がということではなく、実績見込みで予算計上いたしました。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、質疑を終了いたします。

これより議案第5号 平成24年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 平成24年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で、議案第5号を終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時36分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

引き続き議案第9号 平成24年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補正予算説明書の113ページからになります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

長田課長。

○環境課長（長田 治君） 環境課です。よろしくお願ひいたします。

議案は41ページ、補正予算説明書はご案内のとおり113ページとなります。

まず、議案の41ページをごらんください。

1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ569万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,537万6,000円とするものです。

この事業の浄化槽の新設実績を申し上げますと、20年度29戸、21年度39戸、22年度36戸と推移いたしまして、23年度は震災の影響と考えておりますけれども、19戸と新設数が少なくなりました。24年度今年度につきましても、そのような状況に鑑み、当初予算で20戸設置の予算規模とさせていただきますが、結果的には18戸の新設見込みとなりました。予算には、維持管理経費もありますが、基本的には補正減の主な理由は、新設実績と当初予算の差を不用額として減額することによるものでございます。概要としてご理解をお願いいたします。

内容につきましては、補正予算説明書でご説明させていただきます。

説明の都合上、歳出から説明いたしますので、説明書の120、121ページをごらんください。120、121ページとなります。

2款事業費、1項事業費、1目合併浄化槽事業費につきまして569万円の減額をお願いいたします。001合併浄化槽整備事業費は、執行見込みによる不用額を減額するもので、内訳は浄化槽設置工事費487万6,000円、それと設計委託料65万円です。002合併浄化槽維持管理費はブロー交換修繕費として5万円を増額させていただきたいと思っております。

なお、浄化槽維持管理料について、執行見込みによる不用額21万4,000円を減額するものです。

続いて、歳入に移らせていただきますので、118、119ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料、排水設備検査手数料につきまして、10 件分計 2 万円を減額いたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目汚水処理施設整備交付金は 206 万 6,000 円の減額補正です。新規設置数の実績に対応した減額となります。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金は 21 万 6,000 円の減額で、事務費について所要の減額であります。一般会計の歳出としての合併浄化槽事業特別会計繰入金は、一般会計でご説明しました。8 款土木費のほうで同額が計上されております。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は 7 万 2,000 円の増額をお願いするものです。23 年度決算に基づく所要の補正であります。

7 款市債、1 項市債、1 目合併浄化槽事業債は 346 万円の減額で、設置工事費の執行に対しての不用額を減額いたします。

以上、合併浄化槽事業特別会計補正予算（1 号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、質疑を終了いたします。

これより議案第 9 号 平成 24 年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第 9 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成24年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いいたします。

以上で、議案第9号を終わります。

以上で、補正予算の審査を終わります。

ここで、職員退室のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時52分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここであらかじめ申し上げます。

本日の会議は時間を延長して行いますので、ご了承をお願い申し上げます。

これより請願審査を行います。

請願第25-1号 浜岡原子力発電所の廃炉を求める請願書を議題といたします。

紹介議員であります小浦議員より請願書の説明をお願いします。

小浦議員。

○議員（小浦宗光君） どうもご苦労さまです。

請願の趣意書を読ませていただきます。

浜岡原子力発電所の廃炉を求める趣意書。

甲斐市議会議長、河野勝彦殿。

請願者の住所、甲斐市島上条1689-3。氏名、浜岡原発の廃炉を求める甲斐市民の会、事務局長、有泉宏子。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と巨大津波による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、地元の多くの人々の生活を根底から破壊しました。放出された大量の放射性物質は、空へ海へ大地へ拡散し、全国に内部被ばくによる健康被害の不安が広がって

います。山梨県は比較的放射能レベルは低い値で推移していますが、富士山のキノコから基準値以上のセシウムが検出されたという報道もあります。このように原子力発電所はひとたび事故が起きると極めて深刻な過酷事故となることが明らかになりました。

浜岡原子力発電所は東海沖地震の震源域の真ん中にあり、世界一危険な原発と言われています。平成24年3月31日、内閣府が設けた有識者による検討会は、南海トラフ沿いの巨大地震について新たな想定をまとめました。それによると、浜岡原発付近の津波の高さは21メートルと想定して、現在浜岡原発が進めている防波壁設置工事の高さ18メートルを超え、津波対策の抜本の見直しが迫られるとしています。

想定される巨大地震は研究が進むにつれて深刻な被害をもたらすことが明らかになってきています。東海地震・東南海地震・南海地震の3連動によるマグニチュード9クラスの地震の揺れに、浜岡原発の複雑に絡み合う何千もの配管が耐えうるのでしょうか。

甲斐市は浜岡原発から110キロメートルの距離ですが、ひとたび事故が起きれば福島原発事故をはるかに超えるものと考えられ、その事故の影響は深刻なものとなることが想定されます。甲斐市の農業と子供たちをはじめすべての生き物の命を守り、次世代に安心・安全で豊かな甲斐市を引き継ぐことが、私たちに託されている責任ではないでしょうか。

平成24年4月5日、県内13市でつくる県市長会（会長 保坂武甲斐市長）は、浜岡原発の廃炉を求める意見書を採択し、関東および全国の市長会に提起し、国へも要望書を提出しています。

私たちは以上の理由により、次のことを請願します。

1、甲斐市議会において、浜岡原子力発電所の廃炉を求める決議をしてください。

本請願の決議の上、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、各関係省庁へ意見書を提出してください。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） これより内容等について委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ひとつ我々の前に同じような請願を出した記憶があるんですが、その中でも問題になりましたけれども、県内のこの浜岡原発の廃炉を求める請願を採択された市町村というのは何カ所くらいあるのか、おわかりになったら教えていただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 小浦議員。

○議員（小浦宗光君） 県内の13市のうちの8市で既に採択されております。あと、継続のところもありますけれども、ことしの25年2月現在では、このように13市のうちのもうほとんど半数以上の8市において採択されております。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この問題については、ちょうど元菅民主党政権のころに発生したわけでありまして、現在の自公のいわゆる安倍政権下では、この原子力発電所に対する再稼働、あるいは廃炉ではないけれども、中止というふうなことについては、どんな方向で進んでいるのか、おわかりの範囲で結構でございますので、わかったら教えていただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 小浦議員。

○議員（小浦宗光君） 昨年の12月に衆議院の選挙がありまして、そのときには争点として、脱原発とかストップ原発とか、何年後に原発ゼロになるというようなことが一番の大きな争点になっていたように思いますけれども、選挙が終わって政権交代がありまして、その後はやはり経済成長重視といいますか、デフレ脱却というようなことで、こちらのほうの問題がちょっと忘れていたわけではないと思いますけれども、ちょっと報道関係でもニュース性が小さくなっておりまして、しかし、この甲斐市におきましては、一番身近の原発がやはり浜岡の原発でありまして、身近な問題をそこの住民の生命、財産を守るという意味でも、また身近な人が同じ甲斐市民の人が原発にどのように関心を持っているかということも国のほうにそれを届けるのが私たちの使命だと思いますけれども、やはり国のほうで余り方向性が見えていないからといって、ここでもって国の顔色をうかがうというか、様子を見るということではなくて、自分たちが危険だと思ったらすぐそういう行動を起こして、国のほうにもそれを訴えていくという姿勢が必要だと思いますので、国のほうの状況はともかくとしまして、私たち甲斐市の市民は、やはり山梨県は静岡のすぐ近くにあつて、110キロ圏内にありますので、もし何かあったときには必ず大きな被害を受ける地域に入っておりますので、そういうことで、住民の安全を守るという意味からは、国のほうに強く働きかけて、国の方針が決まってからではもう遅いと思いますので、国の方針が決まる前に私たちが山梨県の全部の市町村が力を合わせてこういう請願をしていく、訴えていくということも必要ではないかと思っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 一つお聞きしたいんですが、廃炉という現実的な姿というのはどんなふうに想定されていますか。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

小浦議員。

○議員（小浦宗光君） 浜岡の原発は、平成23年の3.11が起きたその後の5月に当時の菅直人総理がこの原発が一番危険だからとめてくれと言ってとめさせたんですよね。そのときどうしてとめたかというと、やはり次の地震が起きた場合に一番大きな被害を一番先に浜岡が危ないのではないかというと、そういう公表はされていませんけれども、政府の内部では浜岡が危険だということがある程度データがあったと思うんです。ですから、浜岡だけを一番最初にとめさせたということがありまして、国民にはわからないけれども、危険なところだということと、それは地震の起こる活断層とかそういう断層もあそこを通っているし、そして次の地震が起きた場合には、大きな地震による影響とか、津波による影響があそこが一番危険だということと、とめさせたんですよね。その保坂委員の質問のことはちょっとあれですけども、ただ今ストップしているだけなんですけれども、ストップしているだけだと、また地震があった場合には、やはりまた水をかぶった場合には、そこが福島と同じようなことになってしまいますので、その中から燃料のあれを取り出さないと、出しておかないとだめなんですとよね。ですから、それを取り出すためには廃炉にしなければだめだということと、廃炉を訴えているわけですけども、現在のままだとただ休んでいるだけですとから、大きな地震があつてそこに影響があつた場合には、浜岡は爆発というか、大きな被害をもたらすということが言われております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 浜岡原発が安全だとか、あるいはそのまま稼働したほうがいいなんてと思っている人は1人もいないだろうと思うし、私たちもそう思っています。ただ、燃料棒を取り出してどこかへ持っていくということとですが、どこへ持っていくんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 小浦議員。

○議員（小浦宗光君） 安全なところへ一応保管をしなければならないんだけど、どこが安全なのか私もよく知りませんが、専門家ではありませんから、それでもって専門家のほうともって判断して、国のほうともってまたそういう専門家にいろいろと相談しながら一番安全な方法をとると思いますけれども、そんなこととでよろしいですか。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 山梨は海から遠いし、安全なんではないですか、預かってくれますかと言って誰も預かってくれない、県民は誰もうんと言わないですよ。と同じように日本全国どこもそう思うと思うんですよ。だから、このことの趣旨というか、廃炉にしたいということは、みんな同じだと思います。ただ、この間甲斐市議会としても意見書を出した中で、趣旨採択された恒久停止ということを受けて、それで浜岡だけではなくて全国的に大変なんだからということで、意見書をもう1回みんなで練り直してつくって出したわけですよ。そこでも安全性が確認されない限りは稼働は認めないという、だから同じなんではないかと思うんです。どこかへ持っていくというところのどこかが決まっているならいいんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

小浦議員。

○議員（小浦宗光君） 今休止しているんですよ。それを廃炉、浜岡は危険ですからこれでは廃炉を求めているんですよ。その廃炉というのはさっき言った燃料のポンプ、あれを外してしまっただけでどこかへ持っていくんですけども、何しろ外さないとそれがある限りは地震があった場合には危険だと、もう稼働していると同じようなことになってしまうということです。

ですから、どこへ持っていくかというのと、やはり全ての問題が近くの住民が心配するのが普通だと思います。ですから、私たちは一番近いのが浜岡ですから、私たちが九州とか北海道の心配をしたってしょうがないし、向こうの人はまたこっちの心配はしてくれないと思います。やはり一番その浜岡の近い静岡とか山梨の人が心配するし、柏崎とかほかのところの原発は、その地の元の住民たちが一番心配していろいろ議論したりしながらいろいろ問題を求めていくと思うんです。

ですから、私たちは山梨県は110キロ圏内にいて、もし事があった場合には、110キロ圏内の場合は、もうその住民の半分以上は死んでしまうというようなことも言われておりますので、そういうことがないようにいろいろ訴えていかなければならないということで、今回は廃炉を求めていくわけですけども、よろしくお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） 小浦議員からいろいろと説明がありまして、私もそのとおりだというふうに思っております。それで今、議論になっているのは、みんな思っていることは同じだからそれはそれでいいではないかというふうにはなっている面も確かにあると思うんですけども。

れども、今政府の動きが全くわからなくなっていて、また再稼働するのではないかというおそれは私たちの中にあるわけです。当然再稼働が一つされてしまったわけだし、まして私たちは浜岡原発の一番近いところにいるわけです。その原発がもし稼働されてしまってからでは、もう本当にこういう意見を言うていく中で弱いということがあるので、やはり世論を起こすために私たちの市民の意見を言うためには、こういうところで審議して国へ持っていったらというのが請願という一つの大きな方法があるわけですから、その方法をとるのが一番だと思ふんです。

先ほど趣旨採択がされたではないかというお話もありましたけれども、趣旨採択というのは、国会のほうに意見書としてはいかないわけで、やはり請願という形がちゃんと議会でやった場合には、国へいくというその世論を起こすためにも私たちは考えていきたいというふうに思うわけです。

賛成とか反対の意見はここで言っているわけですか。それとも質問だけですか。

〔「後ほど」と呼ぶ者あり〕

○委員（池神哲子君） はい、わかりました。そういうことです。

○委員長（三浦進吾君） 委員のほうからまた意見を聞きますけれども、今の意見はいいですね。

これより本請願について、各委員より順次意見を求めたいと思います。

それでは、小澤副委員長、お願いいたします。

小澤副委員長。

○委員（小澤重則君） 私は原発はなくしていかなければならないとは思いますが、使用済み核燃料の処理問題が解決していない中、また、浜岡原発だけ廃炉ということもどうかと思います。全部をだんだんなくしていかなければならないと思います。

よって、私は継続審議でやっていただきたい。平成23年9月30日に意見書を前回、中野一彦さん、紹介議員、樋泉、松井さんで出されているのを一応出しておりますので、そのときは恒久停止をいうことで、今回は廃炉ということで来ていますが、意見書は1回出していますから、それで私は今回は継続審議にしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 続いて、山本委員、お願いします。

○委員（山本今朝雄君） 今の小澤委員の意見もありましたけれども、23年9月ですか、この甲斐市議会からも意見書が出ています。その中でももっと国としても安全対策をもっと徹底

的にやってもらいたいとそんな指摘をしております。また、全国的にもまだ浜岡以外にも同じような要件があるわけでございまして、それらの様子も同じように進めていく必要があるかと思えます。

ですから、私も今早急にこの廃炉を求める請願ということでなくして、僕ももっと勉強もしたいし、全体の流れも見たいということで、継続にしていだければと思えます。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 私も前回一昨年前の9月のときにもこの同じ委員会で委員として、前回の恒久停止と請願を審査したわけですけれども、そのときにも意見させていただいたり、そのときの委員さんの意見も同じような意見も出ていたわけなんですけれども、やはりそのとき恒久停止で今回の廃炉とは若干意味合いは違うところがありますが、そうはいつでも全国的に幾つもの原発が浜岡だけでなく危険なところが多く、世界的にも一番危険だというふうに請願書には入っているんですけれども、活断層の関係なんかを見ると、浜岡よりも危険度が高い原発も実際に国内にはあるということもありますし、また、甲斐市の電力ということを考えますと、新潟の柏崎から来ているわけなんですよね。自分たちの使う電気は十分使える状態にしたまま自分たちが使っていない電気を発電している浜岡をとめるというのは、若干我が身かわいさ余ってという感が否めないところもあるということもあります。

廃炉を求めるということを、もちろん浜岡が危険なものということは私自身も認識はしておりますし、何かあったときには甲斐市にもその被害があるということも承知はしておりますが、廃炉を求めるというよりも今現在のものを安全対策、廃炉といっても、聞くところによると20年、30年、長ければ40年廃炉までかかるという時間的なことを考えますと、その廃炉を求めるというよりも再稼働をするかどうかということは、とりあえず置いておいたとしても、今現在をいかに安全を確保するか、もうあした来てもおかしくない地震に対して、その安全対策をまず第一に講じてもらうという、そういった意味の意見書を厚生環境常任委員会で中でとりまとめて、浜岡だけにとらわれることなく、全国的な規模の原発行政に対する、また、新たな電力行政も考えた上で、新たな新エネルギーの開発という、そこまで考えた意見書を一昨年の9月に甲斐市議会として提出をしておりますので、今回の浜岡のことだけに特化した意見書ということに関しましては、もうしばらく考える時間をいただきたいと思っておりますので、継続審査ということでお願いをしたいと思えます。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、池神委員。

○委員（池神哲子君） 考える時間というのは大変必要だと思うんですけれども、地震なんて

というのはいつ来るかもわからなくて、それは大変私は恐ろしいことだというふうに思っています。

日本の原発というのは、大きな地震に耐え得る構造のものではないということが最近の学者の中の発表でもあります。原子炉の設計者、科学者が前から言っているわけですがけれども、特に日本の直下型地震というのが4年間で起きる可能性が70%であるということが公表されたりして、特に浜岡が4つのプレートの重なり合っていて、地震の巨大な巣の中にあるとそういうことも知ったり、いろいろなことを聞いたりなんかすると、こんな猶予はないんじゃないかと、もう人間にコントロールができないような放射能というものに対しては、もっと敏感にならなければいけないし、そうなってしまっただけからは遅いと、私たちもこうやっていく中で、確かに甲斐市においては今までもいろいろな努力をしてきました。もちろん全国の放射能をなくしていかなければならないというのを全会一致で私たちは採択してあります。この部分においては、かなり進んでいるというふうに私も思っているわけですが、再度こういうことは世論で引き起こしていかなければならない問題であるわけです。DNAが破壊されたり、奇形を生んだり、そんなような話を聞いたりなんかをしていく中で、やはり今、浜岡は停止はしているんですけども、核燃料棒からは高熱と放射能が出ていて、冷却しないといけないと、もし地震が来て、原子炉が切れてしまうとメルトダウンを起こしてしまうと大変なことになる、私たち自治体の責務としては、やはり住民の命や財産を守るのが仕事ですから、こういう請願があれば、即刻皆さんの意見を反映するために国へ何としても請願として出していきたくとそのように考えております。

ぜひ賛成して請願をしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この請願が出てくるに当たりましては、恐らく市民の方たちがたくさん署名なり思いがあって市議会に何とかかけ合ってもらいたいと思って出てきたと、そのことは本当に心から共感できるし、そのとおりだと思います。

ただ、先ほど申し上げていますように、その燃料棒を取り出してどこへ置くかということに関して決まっていないとか、どうしていいかわからない状況の中で、取り出しただけで、さあどうしようというわけにはいかないわけです。そして、もっと言えば七十何件あるんですけど、全国で54件ですか、その自治体の、持っている自治体の人たち、また持っているその地方議会があるわけです。その人たちの思いを考えると本当大変だろうと思うわけです。

ですから、今一番大事なのは、浜岡が出していただいた請願によりますと、津波のあれでいくともうちょっと高い堤防をつくらなければ危ないということが書いてありますので、具体的にいえば、そういうところをもうちょっと、だったら高い堤防をつくったらどうかとか、それからあと原子力開発の技術というのは日本が一番進んでいるというのであれば、安全に早く廃炉にする方法をもっともっと研究してもらえないとか、そういったところにお金を、原子力開発にお金を使わないというのではなくて、使って安全な原子力開発するにはどうしたらいいかとお金を使ってもらって、早く開発して安全なものに1日も早くするということをしてもらいたいと、そういう思いで、前回もこの3項目にわたって再生エネルギー、それもはっきりかわる再生エネルギーをつくるようにと考えた末に出した私たちの意見書だったわけですので、これ1回出しているということもありますけれども、やはりその点で私も皆さんと最初に出ている方たちと同じように、継続審査をしながらもっと考えてみたいと思っているところがございますので、継続審査でお願いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 最後に、樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 私は、前回も請願を出しておりますけれども、なぜ浜岡原発の廃炉が必要かということなんでありますが、山梨県に最も近い原発であると、今福島原発は、もう2年たっても、まだほとんど復興状態になっていないという状況、つまりそれだけ原発の事故が恐ろしいということだと思います。あと40年、50年かからないとあれが完全に廃炉にならないという、そういう状況が生まれていると、この間NHKのテレビでも報道初めて単独で入りましたけれども、見てびっくりをしましたが、ほとんどそのままの状態だと、やはりこの浜岡原発とそれから福島原発の出力を比較しますと、福島原発が45万キロワットですか、それから浜岡原発が110万キロワット、桁違いですよ。しかも、山梨県に最も近いということで、全国に54、55カ所原子力発電所がありますが、我がこの美しい山紫水明の山梨県に一番近いのが浜岡原発だと、ですから、まず山梨県の県民の命と子供たちの将来のことを考えたときに、やはり浜岡原発をまず廃炉にして、その後に全国の原発を廃炉にしていくという方向にすべきであって、あえてこれが出たのもその意味もあるということでもあります。

浜岡原発がもしメルトダウンではありませんけれども、事故を起こしたら、関東一円、東京都含めて長野、山梨はもちろんですが、大きなやはり放射能の被害を受けると、この原発がどのくらいまでもし事故に遭ったら影響するかということで、実際2011年8月18日に出ています、浜岡原発の放射能の放射物質が悲惨する実際の実況したんです。飛ばしたんですが、その日は本当にわずかの風でしたけれども、長野、山梨も含めて神奈川まで飛んでいる

というふうな状況でございます。ですから、こういった危険な一番最も山梨に近いこの巨大な、しかも東海地震の震源域の真上に建っているというこの原発をまず廃炉にしなければまずいと。

その廃炉にする核燃料棒ですが、これをもうあと2年くらいでいっぱいになりそうだという事なんです。やはり先ほど誰か言いましたが、この使用済み核燃料棒を廃棄するための方策を全力を挙げて考えていくということが必要だろうと思います。

ということで、私はこれを直ちに採択をして、意見書として出すべきであるというふうに思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 以上で、各委員の意見の確認を終了いたします。

これより請願第25号－1号 浜岡原子力発電所の廃炉を求める請願書について、採決を行いたいと思います。

先ほど意見の中で継続審査の意見がありますので、継続審査の採決を行います。

採決は、起立により行いますけれども、お諮りいたします。本請願を継続審査にすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

よって、本請願は継続審査することに決定しました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

以上で、請願審査を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は終了します。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時27分

再開 午後 5時28分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

内容に入ります。

内容（1） 甲斐市第2期特定健康診査等実施計画（素案）に対する意見提言についてを

当局より説明をお願いいたします。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 資料の1ページをお願いいたします。

甲斐市第2期特定健康診査等実施計画（素案）に対する意見提言等について。

議員の皆様方からいただきました意見、提言についてご説明いたしたいと思えます。

まず、1番目、健診受診率の目標設定をもう少し低くクリアしやすい数値にしたかどうかということですが、国が市町村国保に示した目標値60%というものがありますので、市としては受診勧奨のための取り組みを行い、目標達成に努めてまいりたいと考えております。

2番目の特定健診や特定保健指導の実施率の向上については、食生活改善等推進や市民の皆様との協同方法等をもっと前面に出してはどうかという意見であります。

素案の中の58ページにもありますけれども、受診勧奨策としまして、市地域団体・関係団体を通じた働きかけを明記しております。今後の実施の中でより一層効率的、効果的な取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

3番の該当者が保健指導を受けないからといって放置せず、何らかの強い働きかけで重症化を抑制すべきではないかという意見であります。

これにつきましては、これからも参加しやすいプログラムの実施に努め、属性に応じた個別勧奨に取り組んでいきたいと考えております。

4番目としまして、ページ11ページにありました図表2-6、1人当たり医療費の分析（循環器系の疾患）についてのグラフについて、わかりづらく誤解を招くおそれがあるのではないかという指摘であります。

これについては、次のページに、グラフについて説明を加えまして、皆様にわかりやすいように変更したいと考えています。

なお、図表について素案では2-6でしたけれども、この前の10ページに2つグラフがあったんですが、それを一緒の1つのグラフにまとめましたので、これ以降の図表の番号を1つずつ繰り上がるような今回の形になります。1人当たりについて、左の内訳の3つの表が内訳でありますというような内容に変更いたしました。

次の5番、ページ、35ページにありました多忙を理由に受診しない者に対して、受診しやすい日時を検討すべきではないかとあります。

アンケート調査の結果においては、多忙を理由に受診しない人の割合が多かったわけですが、アンケートの中で受診しやすい曜日等の問いに対しては、現状でよろしいという

意見が81.7%ということでありまして、実施時期におきましても満足度66.2%ということで、現状どおり進めてまいることによって問題ないのではないかと考えております。

6番目、62ページの通知やパンフレットのみで受診率は上がるのか、戸別訪問等によって受診を勧めることも必要なのではないかとという意見であります。

国保加入世帯に概要版を配布するとともに、健康増進課や地域の関係団体に協力を求める中で、個別に周知してまいりたいと考えております。

次の7番、64ページ以降の用語解説は、各ページの下に記載したほうが見やすくわかりやすいのではないかとという意見であります。これについては、巻末に用語を説明した資料集として掲載したもので、本文中何回か表記される用語も幾つか多くあり、その一部を通読する際には、一番最初に出てきた用語のところに解説があれば問題はないんですけども、一部再読するような場合には、巻末にあったほうが探しやすく、後からも利用しやすいということで、このまま巻末に掲載するような形をとりたいと考えております。

あと、先ほどの図表を1つにしたというようなこととか、言い回し、あるいは漢字のミスとか、細かな修正については、ワーキンググループなどでみんなで意見を出し合って、細かい訂正については検討しております。

それから、この2月28日までパブリックコメントを実施しておったわけですが、市民の方からのパブリックコメントについては、ありませんでした。

以上、報告いたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） ナンバー2のところ、実際は僕が提案したんだけど、その語句を正確に、おれが間違っているかどうかかわからないけれども、特定健診や特定保健指導の実施率の向上については、食生活改善推進協議会というのがあるんじゃないか、協議会ではないですか。今、食改推とかといって活動しているグループがありますよね。だから、そう

という意味で書いていますから、この辺は正確にちょっと書いてもらいたい。

市民の皆様との協同の、どうも働くのほうですよ。そういうふうにしたつもりではないんですが、よろしくをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 有泉議員の言ったとおりそこを訂正したいと考えております。

58ページのその他関係団体のところに食生活改善推進委員会……。

〔「ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕

○保険課長（安藤佳俊君） 2番の意見提言の概要のところですけども、もう一度訂正して読み上げたいと思います。

特定健診や特定保健指導の実施率の向上については、食生活改善推進協議会や市民の皆様との協働方法等をもっと前面に出してはどうかという意見ということで、ご訂正させていただきます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市第2期特定健康診査等実施計画（素案）に対する意見提言についてを終了いたします。

続いて、5のその他を行います。

委員より保険課関係で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、保険課関係のその他を終了いたします。

次に、委員より委員会関係のその他が何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ事務局からございますか。

興石書記。

○書記（興石文明君） お疲れさまです。

今回の委員会の予定ですけども、バイオマス推進計画の関係で3月25日月曜日10時から常任委員会を開催しますので、よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時38分